

令和2年3月6日

刑事局第三課裁判実績調査係

公職選挙法違反事件の統計報告について

平成6年10月27日付け最高裁判三第345号刑事局長通達「公職選挙法違反事件の統計報告について」に基づく令和元年分の報告を下記のとおり集計しました。

記

1 処理状況

- 第1表 第一審における処理状況 (平成27年～令和元年) - 地裁・簡裁
第2表 第一審における選挙の種類別処理状況 (平成27年～令和元年) - 地裁・簡裁
〔参考グラフ〕通常第一審における処理状況の推移 (平成22年～令和元年) - 地・簡裁総数
第3表の1 通常第一審における地裁管内別処理状況 (令和元年) - 地裁
第3表の2 通常第一審における地裁管内別処理状況 (令和元年) - 簡裁
第3表の3 略式命令請求事件における地裁管内別処理状況 (令和元年) - 簡裁

2 有罪人員の科刑区分別公民権停止期間

- 第4表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の公民権停止期間 (平成27年～令和元年) - 地裁
第4表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の公民権停止期間 (平成27年～令和元年) - 地裁・簡裁
第4表の3 略式命令請求事件における有罪人員の公民権停止期間 (平成27年～令和元年) - 簡裁

- 第5表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間 (令和元年) - 地裁

- 第5表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間 (令和元年) - 地裁・簡裁
第5表の3 略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間 (令和元年) - 簡裁

- 第6表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間 (平成27年～令和元年累計) - 地裁

- 第6表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間 (平成27年～令和元年累計) - 地裁・簡裁
第6表の3 略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間 (平成27年～令和元年累計) - 簡裁

1 処理状況

第1表 第一番における処理状況

(平成27年～令和元年) - 地裁・簡裁

区分 年次	通常												略式			
	総数				地裁				簡裁							
	新受人員	既済人員	未済人員	既済率(%)												
平成27年	75	94	1	100.0	73	92	1	100.0	2	2	-	100.0	332	333	-	100.0
28	21	17	5	77.3	21	17	5	77.3	-	-	-	-	68	67	1	98.5
29	12	16	1	94.1	12	16	1	94.1	-	-	-	-	39	37	3	92.5
30	7	1	7	12.5	7	1	7	12.5	-	-	-	-	3	6	-	100.0
令和元年	33	32	8	80.0	29	28	8	77.8	4	4	-	100.0	137	132	5	96.4

(注) 1 延べ人員である。

2 この表は、「平成30年における刑事事件の概況」図表121に相当する。

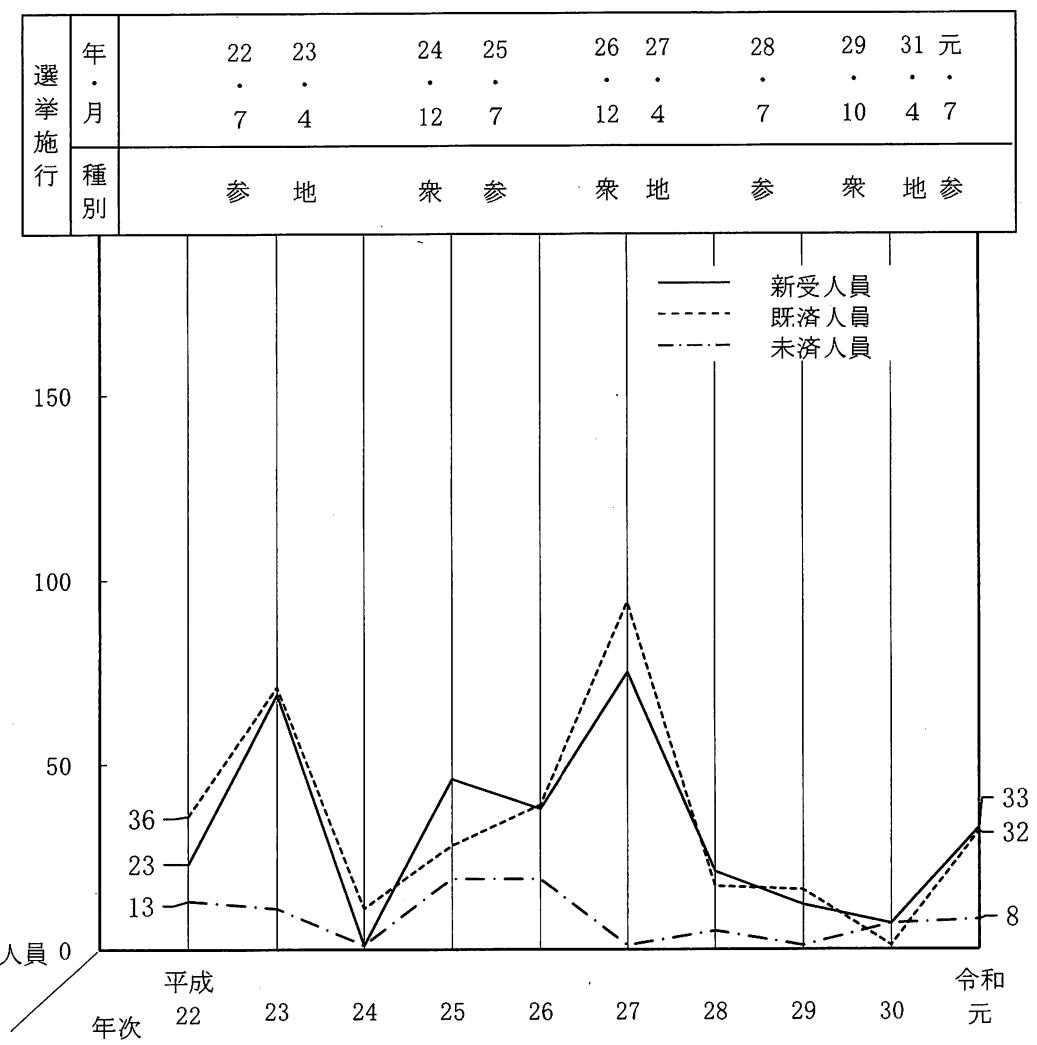
第2表 第一審における選挙の種類別処理状況

(平成27年～令和元年) 一地裁・簡裁

選挙の種類	区分 年次	通常									略式		
		総数			地裁			簡裁					
		新受人員	既済人員	未済人員									
総数	平成27年	75	94	1	73	92	1	2	2	-	332	333	-
	28	21	17	5	21	17	5	-	-	-	68	67	1
	29	12	16	1	12	16	1	-	-	-	39	37	3
	30	7	1	7	7	1	7	-	-	-	3	6	-
	令和元年	33	32	8	29	28	8	4	4	-	137	132	5
衆議院議員選挙	平成27年	6	7	-	6	7	-	-	-	-	56	56	-
	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	29	1	-	1	1	-	1	-	-	-	7	4	3
	30	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	4	-
	令和元年	2	2	-	2	2	-	-	-	-	2	1	1
参議院議員選挙	平成27年	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
	28	7	6	1	7	6	1	-	-	-	44	44	-
	29	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和元年	1	1	-	1	1	-	-	-	-	34	32	2
その他	平成27年	69	84	1	67	82	1	2	2	-	276	277	-
	28	14	11	4	14	11	4	-	-	-	24	23	1
	29	11	15	-	11	15	-	-	-	-	32	33	-
	30	7	-	7	7	-	7	-	-	-	2	2	-
	令和元年	30	29	8	26	25	8	4	4	-	101	99	2

(注) 延べ人員である。

[参考グラフ] 通常第一審における処理状況の推移
 (平成 22 年～令和元年) 一地・簡裁総数



- (注) 1 延べ人員である。
 2 「衆」とは衆議院議員総選挙を、「参」とは参議院議員通常選挙を、「地」とは統一地方選挙をいう。
 3 この図は、「平成 30 年における刑事事件の概況」図表 123 に相当する。

第3表の1 通常第一審における地裁管内別処理状況

(令和元年) 一地裁

区分 管内	旧受人員	新受人員	既済人員	未済人員	
				うち有罪実人員	
総数	7	29	28	26	8
東京	-	-	-	-	-
横浜	-	-	-	-	-
さいたま	-	-	-	-	-
千葉	-	1	1	1	-
水戸	-	4	4	2	-
宇都宮	-	-	-	-	-
前橋	-	1	1	1	-
静岡	-	1	-	-	1
甲府	-	-	-	-	-
長野	-	-	-	-	-
新潟	-	-	-	-	-
大阪	-	2	2	2	-
京都	-	-	-	-	-
神戸	-	-	-	-	-
奈良	-	-	-	-	-
大津	-	3	2	2	1
和歌山	-	1	1	1	-
名古屋	-	-	-	-	-
津	-	1	1	1	-
岐阜	-	-	-	-	-
福井	-	1	-	-	1
金沢	1	-	1	1	-
富山	-	-	-	-	-
広島	-	-	-	-	-
山口	1	-	1	1	-
岡山	-	-	-	-	-
鳥取	-	-	-	-	-
松江	-	-	-	-	-
福岡	-	-	-	-	-
佐賀	-	-	-	-	-
長崎	-	-	-	-	-
大分	-	-	-	-	-
熊本	-	-	-	-	-
鹿児島	-	1	1	1	-
宮崎	-	1	1	1	-
那覇	-	-	-	-	-
仙台	-	-	-	-	-
福島	-	-	-	-	-
山形	-	2	2	2	-
盛岡	-	1	-	-	1
秋田	-	-	-	-	-
青森	-	4	4	4	-
札幌	-	4	-	-	4
函館	-	-	-	-	-
旭川	-	-	-	-	-
釧路	-	-	-	-	-
高松	-	-	-	-	-
徳島	5	1	6	6	-
高知	-	-	-	-	-
松山	-	-	-	-	-

(注) 延べ人員である。

第3表の2 通常第一審における地裁管内別処理状況

(令和元年) 一簡裁

区分 管内	旧 受 人 員	新 受 人 員	既 濟 人 員	うち 有 罪 実 人 員		未 濟 人 員
					1	
総 数	-	4	4		1	-
東 京	-	-	-		-	-
横 浜	-	-	-		-	-
さ い た ま	-	-	-		-	-
千 葉	-	-	-		-	-
水 戸	-	-	-		-	-
宇 都 宮	-	-	-		-	-
前 橋	-	-	-		-	-
静 岡	-	-	-		-	-
甲 府	-	-	-		-	-
長 野	-	-	-		-	-
新 潟	-	-	-		-	-
大 阪	-	-	-		-	-
京 都	-	-	-		-	-
神 戸	-	1	1		1	-
奈 良	-	-	-		-	-
大 津	-	-	-		-	-
和 歌 山	-	-	-		-	-
名 古 屋	-	-	-		-	-
津	-	-	-		-	-
岐 阜	-	-	-		-	-
福 井	-	3	3		-	-
金 沢	-	-	-		-	-
富 山	-	-	-		-	-
広 島	-	-	-		-	-
山 口	-	-	-		-	-
岡 山	-	-	-		-	-
鳥 取	-	-	-		-	-
松 江	-	-	-		-	-
福 岡	-	-	-		-	-
佐 賀	-	-	-		-	-
長 崎	-	-	-		-	-
大 分	-	-	-		-	-
熊 本	-	-	-		-	-
鹿 児 島	-	-	-		-	-
宮 崎	-	-	-		-	-
那 須	-	-	-		-	-
仙 台	-	-	-		-	-
福 島	-	-	-		-	-
山 形	-	-	-		-	-
盛 岡	-	-	-		-	-
秋 田	-	-	-		-	-
青 森	-	-	-		-	-
札 幌	-	-	-		-	-
函 館	-	-	-		-	-
旭 川	-	-	-		-	-
釧 路	-	-	-		-	-
高 松	-	-	-		-	-
徳 島	-	-	-		-	-
高 知	-	-	-		-	-
松 山	-	-	-		-	-

(注) 延べ人員である。

第3表の3 略式命令請求事件における地裁管内別処理状況

(令和元年) - 簡裁

区分 管内	旧受人員	新受人員	既済人員	うち 有罪実人員	未済人員
総数	-	137	132	132	5
東京	-	7	7	7	-
横浜	-	3	3	3	-
さいたま	-	9	9	9	-
千葉	-	-	-	-	-
水戸	-	3	3	3	-
宇都宮	-	2	2	2	-
前橋	-	2	2	2	-
静岡	-	5	5	5	-
甲府	-	3	3	3	-
長野	-	-	-	-	-
新潟	-	-	-	-	-
大阪	-	11	11	11	-
京都	-	-	-	-	-
神戸	-	6	6	6	-
奈良	-	4	4	4	-
大津	-	5	5	5	-
和歌山	-	-	-	-	-
名古屋	-	1	1	1	-
津	-	2	2	2	-
岐阜	-	-	-	-	-
福井	-	4	4	4	-
金沢	-	2	2	2	-
富山	-	-	-	-	-
広島	-	4	4	4	-
山口	-	2	2	2	-
岡山	-	5	5	5	-
鳥取	-	-	-	-	-
松江	-	2	2	2	-
福岡	-	3	3	3	-
佐賀	-	2	2	2	-
長崎	-	2	2	2	-
大分	-	8	8	8	-
熊本	-	1	1	1	-
鹿児島	-	3	3	3	-
宮崎	-	6	6	6	-
那覇	-	-	-	-	-
仙台	-	-	-	-	-
福島	-	-	-	-	-
山形	-	-	-	-	-
盛岡	-	4	-	-	4
秋田	-	1	-	-	1
青森	-	9	9	9	-
札幌	-	14	14	14	-
函館	-	-	-	-	-
旭川	-	-	-	-	-
釧路	-	1	1	1	-
高松	-	-	-	-	-
徳島	-	-	-	-	-
高知	-	-	-	-	-
松山	-	1	1	1	-

(注) 延べ人員である。

2 有罪人員の科刑区分別公民権停止期間

第4表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の公民権停止期間

(平成27年～令和元年) - 地裁

区分 年次	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員 うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員		うち 10年		公民権停止期間						不 ^{停止}	
							5年超過	5年以下 うち 全部執行 猶予	4年以下 うち 全部執行 猶予	3年以下 うち 全部執行 猶予	2年以下 うち 全部執行 猶予			
平成27年	58	(96.6) 56	(100.0) 58	(96.6) 56	-	-	-	(86.2) 50	(82.8) 48	(12.1) 7	(12.1) 7	(1.7) 1	(1.7) 1	-
28	14	(92.9) 13	(100.0) 14	(92.9) 13	(7.1) 1	-	-	(64.3) 9	(57.1) 8	(7.1) 1	(7.1) 1	(21.4) 3	(21.4) 3	(7.1) 1
29	9	(100.0) 9	(100.0) 9	(100.0) 9	-	-	-	(88.9) 8	(88.9) 8	-	-	-	-	(11.1) 1
30	1	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-
令和元年	21	(100.0) 21	(100.0) 21	(100.0) 21	-	-	-	(71.4) 15	(71.4) 15	(9.5) 2	(9.5) 2	(19.0) 4	(19.0) 4	-
5年間累計	103	(97.1) 100	(100.0) 103	(97.1) 100	(1.0) 1	-	-	(79.6) 82	(76.7) 79	(9.7) 10	(9.7) 10	(8.7) 9	(8.7) 9	(1.9) 2

(注) 1 実人員である。

2 () 内は、有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第4表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の公民権停止期間

(平成27年～令和元年) 一地裁・簡裁

裁判所 年次	区分 有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止期間								不 停 止										
			うち 252条4項 による 短縮人員		うち 252条3項 適用人員	5年超過 うち 10年	5年以下 うち 10年	4年以下 うち 全部執行 猶予	3年以下 うち 全部執行 猶予	2年以下 うち 全部執行 猶予											
地 裁	平成27年	8	-	(75.0)	6	(25.0)	2	-	-	(50.0)	4	(25.0)	2	-	-	-	-	(25.0)	2		
	28	3	-	(100.0)	3	(33.3)	1	-	-	(33.3)	1	(33.3)	1	-	(33.3)	1	-	-	-	-	
	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	令和元年	5	-	(100.0)	5	(40.0)	2	-	-	(60.0)	3	(20.0)	1	-	(20.0)	1	-	-	-	-	
簡 裁	平成27年	2	-	(100.0)	2	(100.0)	2	-	-	-	-	-	-	(100.0)	2	-	-	-	-	-	
	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	令和元年	1	-	(100.0)	1	(100.0)	1	-	-	-	-	-	-	(100.0)	1	-	-	-	-	-	
5年間 累計		19	-	(89.5)	17	(42.1)	8	-	-	(42.1)	8	(21.1)	4	-	(26.3)	5	-	-	-	(10.5)	2

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第4表の3 略式命令請求事件における有罪人員の公民権停止期間

(平成27年～令和元年)一簡裁

区分 年次	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員 うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項 適用人員	公民権停止期間								不 停 止	
					5年超過 うち 10年		5年以下 うち 10年		4年以下 うち 全部執行 猶予		3年以下 うち 全部執行 猶予			
平成27年	333	-	(97.6) 325	(21.9) 73	-	-	-	(72.7) 242	-	(16.5) 55	-	(8.4) 28	-	(2.4) 8
28	66	-	(97.0) 64	(9.1) 6	-	-	-	(77.3) 51	-	-	-	(19.7) 13	-	(3.0) 2
29	37	-	(100.0) 37	(5.4) 2	-	-	-	(89.2) 33	-	(2.7) 1	-	(8.1) 3	-	-
30	6	-	(83.3) 5	(50.0) 3	-	-	-	(33.3) 2	-	(16.7) 1	-	(33.3) 2	-	(16.7) 1
令和元年	132	-	(90.9) 120	(7.6) 10	-	-	-	(82.6) 109	-	(1.5) 2	-	(6.1) 8	-	(0.8) 1
5年間 累計	574	-	(96.0) 551	(16.4) 94	-	-	-	(76.1) 437	-	(10.3) 59	-	(9.4) 54	-	(0.2) 1
														(4.0) 23

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第5表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間

(令和元年) - 地裁

区分 違反態様	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員		公民権停止期間										不 ¹ 停止		
				うち 252条4項 による 短縮人員		うち 252条3項 適用人員		5年超過		5年以下		4年以下		3年以下		
		うち 全部執行 猶予	-	うち 全部執行 猶予	-	うち 10年	-	うち 全部執行 猶予	-	うち 全部執行 猶予	-	うち 全部執行 猶予	-	うち 全部執行 猶予	-	
地・簡裁総数	(100.0) 21	(100.0) 21	(100.0) 21	(100.0) 21	-	-	-	(71.4) 15	(71.4) 15	(9.5) 2	(9.5) 2	(19.0) 4	(19.0) 4	-	-	-
総数	(100.0) 21	(100.0) 21	(100.0) 21	(100.0) 21	-	-	-	(71.4) 15	(71.4) 15	(9.5) 2	(9.5) 2	(19.0) 4	(19.0) 4	-	-	-
買収及び利害誘導罪(221条)	(100.0) 12	(100.0) 12	(100.0) 12	(100.0) 12	-	-	-	(100.0) 12	(100.0) 12	-	-	-	-	-	-	-
詐偽投票及び投票偽造、増減罪(237条)	(100.0) 3	(100.0) 3	(100.0) 3	(100.0) 3	-	-	-	(100.0) 3	(100.0) 3	-	-	-	-	-	-	-
選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動禁止違反(239条1項1号4段)	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-
寄附の制限違反(248条,249条,249条の2~249条の4)	(100.0) 5	(100.0) 5	(100.0) 5	(100.0) 5	-	-	-	-	-	(20.0) 1	(20.0) 1	(80.0) 4	(80.0) 4	-	-	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第5表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間

(令和元年) - 地裁・簡裁

裁判所	区分 違反態様	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員		公民権停止期間								不 ^止 止				
					うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項 適用人員	5年超過 うち 10年	5年以下 うち 10年	4年以下 うち 10年	3年以下 うち 10年	2年以下 うち 10年						
			地・簡裁総数	6	-	(100.0) 6	(50.0) 3	-	-	(50.0) 3	-	(16.7) 1	-	(33.3) 2	-	-	-
地裁	地裁総数	5	-	(100.0) 5	-	(40.0) 2	-	-	-	(60.0) 3	-	(20.0) 1	-	(20.0) 1	-	-	-
	買収及び利害誘導罪(221条)	3	-	(100.0) 3	-	(33.3) 1	-	-	-	(66.7) 2	-	-	-	(33.3) 1	-	-	-
	選挙の自由妨害罪(225条)	1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-
	虚偽事項の公表罪(235条)	1	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-
簡裁	簡裁総数	1	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-
	選挙の自由妨害罪(225条)	1	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-

- (注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。
 2 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。
 3 () 内は、各有罪人員に対する%である。

第5表の3 略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間

(令和元年) 一簡裁

区分 違反態様	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止期間										不 ¹ 停止	
			うち 252条4項 による 短縮人員		うち 252条3項 適用人員		5年超過 うち 10年		5年以下 うち 全部執行 猶予		4年以下 うち 全部執行 猶予			
			5年超過	5年以下	4年以下	3年以下	2年以下	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	
総数	132	-	(90.9) 120	(7.6) 10	-	-	-	(82.6) 109	-	(1.5) 2	-	(6.1) 8	(0.8) 1	(9.1) 12
買収及び利害誘導罪(221条)	43	-	(95.3) 41	-	-	-	-	(95.3) 41	-	-	-	-	-	(4.7) 2
選挙の自由妨害罪(225条)	23	-	(69.6) 16	(8.7) 2	-	-	-	(56.5) 13	-	-	-	(13.0) 3	-	(30.4) 7
投票干渉罪(228条)	3	-	(100.0) 3	-	-	-	-	(100.0) 3	-	-	-	-	-	-
詐偽投票及び投票偽造, 増減罪(237条)	26	-	(96.2) 25	(23.1) 6	-	-	-	(73.1) 19	-	(7.7) 2	-	(11.5) 3	(3.8) 1	(3.8) 1
事前運動禁止違反(239条1項1号1段)	3	-	(66.7) 2	-	-	-	-	(66.7) 2	-	-	-	-	-	(33.3) 1
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反(239条の2第2項)	1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-
特定公務員等の選挙運動の禁止違反(241条2号)	3	-	(100.0) 3	-	-	-	-	(100.0) 3	-	-	-	-	-	-
選挙運動に関する各種制限違反その1(243条)	26	-	(96.2) 25	(3.8) 1	-	-	-	(92.3) 24	-	-	-	(3.8) 1	-	(3.8) 1
寄附の制限違反(248条, 249条, 249条の2~249条の4)	4	-	(100.0) 4	(25.0) 1	-	-	-	(75.0) 3	-	-	-	(25.0) 1	-	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第6表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間

(平成27年～令和元年累計) 一地裁

区分 違反態様	有罪人員 うち全部執行猶予	公民権停止人員		公 民 権 停 止 期 間										不 停 止		
				うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員	5年超過		5年以下		4年以下		3年以下				
		うち全部執行猶予	うち全部執行猶予	うち10年	うち10年	うち全部執行猶予	うち全部執行猶予	うち全部執行猶予	うち全部執行猶予	うち全部執行猶予	うち全部執行猶予	うち全部執行猶予	うち全部執行猶予			
地・簡裁総数	103 100	(97.1) (100.0)	(97.1) 103	(97.1) 100	(1.0) 1	-	-	(79.6) 82	(76.7) 79	(9.7) 10	(9.7) 10	(8.7) 9	(8.7) 9	(1.9) 2	(1.9) 2	-
総 数	103 100	(97.1) (100.0)	(97.1) 103	(97.1) 100	(1.0) 1	-	-	(79.6) 82	(76.7) 79	(9.7) 10	(9.7) 10	(8.7) 9	(8.7) 9	(1.9) 2	(1.9) 2	-
買収及び利害誘導罪(221条)	82 82	(100.0) 82	(100.0) 82	(100.0) 82	(1.2) 1	-	-	(85.4) 70	(85.4) 70	(7.3) 6	(7.3) 6	(6.1) 5	(6.1) 5	(1.2) 1	(1.2) 1	-
選挙の自由妨害罪(225条)	7 4	(57.1) 7	(100.0) 4	(57.1) 4	-	-	-	(85.7) 6	(42.9) 3	-	-	-	-	(14.3) 1	(14.3) 1	-
詐偽投票及び投票偽造、増減罪(237条)	8 8	(100.0) 8	(100.0) 8	(100.0) 8	-	-	-	(75.0) 6	(75.0) 6	(25.0) 2	(25.0) 2	-	-	-	-	-
選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動禁止違反(239条1項1号4段)	1 1	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-
寄附の制限違反(248条,249条,249条の2～249条の4)	5 5	(100.0) 5	(100.0) 5	(100.0) 5	-	-	-	-	-	(20.0) 1	(20.0) 1	(80.0) 4	(80.0) 4	-	-	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第6表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間

(平成27年～令和元年累計) 一地裁・簡裁

裁判所	区分 違反態様	有罪人員 うち全部執行猶予	公民権停止人員 うち全部執行猶予	公民権停止期間								不停止							
				うち252条4項による短縮人員		うち252条3項適用人員	5年超過 うち10年	5年以下 うち全部執行猶予	4年以下 うち全部執行猶予	3年以下 うち全部執行猶予	2年以下 うち全部執行猶予								
	地・簡裁総数	19	-	(89.5)	17	-	(42.1)	8	-	(42.1)	8	-	(26.3)	5	-	-	(10.5)	2	
地 裁	地 裁 総 数	16	-	(87.5)	14	-	(31.3)	5	-	(50.0)	8	-	(25.0)	2	-	-	(12.5)	2	
	買収及び利害誘導罪(221条)	10	-	(90.0)	9	-	(30.0)	3	-	(50.0)	5	-	(30.0)	3	-	(10.0)	1	(10.0)	1
	選挙の自由妨害罪(225条)	4	-	(75.0)	3	-	(25.0)	1	-	(50.0)	2	-	-	-	1	-	-	(25.0)	1
	投票干渉罪(228条)	1	-	(100.0)	1	-				(100.0)	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	虚偽事項の公表罪(235条)	1	-	(100.0)	1	-	(100.0)	1	-				(100.0)	1	-	-	-	-	-
簡 裁	簡 裁 総 数	3	-	(100.0)	3	-	(100.0)	3	-	-	-	-	(100.0)	3	-	-	-	-	-
	選挙の自由妨害罪(225条)	1	-	(100.0)	1	-	(100.0)	1	-	-	-	-	(100.0)	1	-	-	-	-	-
	凶器携帯罪(231条)	1	-	(100.0)	1	-	(100.0)	1	-	-	-	-	(100.0)	1	-	-	-	-	-
	寄附の制限違反(248条,249条,249条の2~249条の4)	1	-	(100.0)	1	-	(100.0)	1	-	-	-	-	(100.0)	1	-	-	-	-	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第6表の3 略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間

(平成27年～令和元年累計)一簡裁

違反態様	区分	有罪人員	公 民 権 停 止 期 間										不 停止					
			うち 全部執行猶 予.	公民権停止人員			うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項適 用人員	5年 超過		5年 以 下		4年 以 下		3年 以 下			
				うち 全部執行猶 予	うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項適 用人員			うち 10年	うち 10年	うち 全部執行猶 予	うち 全部執行猶 予	うち 全部執行猶 予	うち 全部執行猶 予	うち 全部執行猶 予	うち 全部執行猶 予		
総数		574	-	(96.0) 551		-	(16.4) 94		-	-	(76.1) 437		(10.3) 59		(9.4) 54		(0.2) 1	(4.0) 23
買収及び利害誘導罪(221条)		316	-	(99.1) 313		-	(19.3) 61		-	-	(78.8) 249		(17.7) 56		(2.5) 8		-	(0.9) 3
多数人買収及び多数人利害誘導罪(222条)		6	-	(100.0) 6		-	-	-	-	-	-	-	-	(100.0) 6		-	-	-
選挙の自由妨害罪(225条)		72	-	(84.7) 61		-	(18.1) 13		-	-	(58.3) 42		(1.4) 1		(25.0) 18		-	(15.3) 11
投票干渉罪(228条)		11	-	(100.0) 11		-	-	-	-	-	(90.9) 10		-	-	(9.1) 1		-	-
凶器携帯罪(231条)		1	-	(100.0) 1		-	-	-	-	-	(100.0) 1		-	-	-		-	-
詐偽登録、虚偽宣言罪等(236条)		1	-	(100.0) 1		-	-	-	-	-	(100.0) 1		-	-	-		-	-
詐偽投票及び投票偽造、増減罪(237条)		72	-	(94.4) 68		-	(13.9) 10		-	-	(79.2) 57		(2.8) 2		(11.1) 8		(1.4) 1	(5.6) 4
代理投票における記載義務違反(237条の2)		3	-	(66.7) 2		-	-	-	-	-	(33.3) 1		-	-	(33.3) 1		-	(33.3) 1
事前運動禁止違反(239条1項1号1段)		6	-	(83.3) 5		-	-	-	-	-	(83.3) 5		-	-	-		-	(16.7) 1
選挙権及び被選挙権を有しない者の選舉運動禁止違反(239条1項1号4段)		5	-	(100.0) 5		-	-	-	-	-	(100.0) 5		-	-	-		-	-
戸別訪問禁止違反(239条1項3号)		2	-	(100.0) 2		-	-	-	-	-	(100.0) 2		-	-	-		-	-
公務員等の地位利用による選舉運動の禁止違反(239条の2第2項)		2	-	(100.0) 2		-	-	-	-	-	(100.0) 2		-	-	-		-	-
特定公務員等の選舉運動の禁止違反(241条2号)		13	-	(92.3) 12		-	(23.1) 3		-	-	(76.9) 10		-	-	(15.4) 2		-	(7.7) 1
選挙運動に関する各種制限違反その1(243条)		56	-	(98.2) 55		-	(8.9) 5		-	-	(83.9) 47		-	-	(14.3) 8		-	(1.8) 1
選挙運動に関する各種制限違反その2(244条)		1	-	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-		-	(100.0) 1
寄附の制限違反(248条,249条,249条の2～249条の4)		7	-	(100.0) 7		-	(28.6) 2		-	-	(71.4) 5		-	-	(28.6) 2		-	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。